

国土交通大臣免許の宅地建物取引業者の皆様

令和6年5月25日より

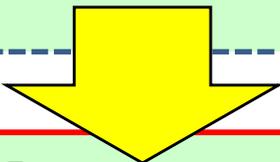
宅地建物取引業（大臣免許）の申請書類等（*）の**提出先が変更**になります

*免許申請書（新規・免許換え・更新）、名簿記載事項変更届書、廃業等届出書、法第50条第2項の届出

【これまで】

主たる事務所の所在する都道府県宛に提出

*法第50条第2項の届出書は、所在地を管轄する都道府県宛に提出



【令和6年5月25日以降】

九州地方整備局宛てに「**郵送**」にて提出

*法第50条第2項の届出書は免許権者に加えて、「**所在地を管轄する都道府県宛にも別途提出**」が必要です

□必要部数

正本1部、副本1部（法第50条第2項の届出書は正本1部）

*受付印の受領を希望する場合は、上記に加えて申請書等の鏡写1枚と、返送先記載の切手付封筒を同封してください

□郵送先・問合せ先

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課 宅建業担当係

TEL:092-471-6331（代表）

国土交通大臣免許に関しては、令和6年5月25日よりオンライン申請も可能となります。



8 1 2 - 8 5 6 9

福岡市博多区博多駅東2 - 1 0 - 7
福岡第二合同庁舎 別館3階

国土交通省 九州地方整備局
建政部 建設産業課 宅建業担当係 宛

宅地建物取引業申請関係書類 在中